



下記料金表に従って、入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護給付費額（介護保険負担割合証の割合による）を除いた金額（自己負担額）と食事・居住に係る標準自己負担額の合計金額をお支払いいただきます。

短期入所生活介護費(3割負担)

【1日あたり】

令和8年6月1日より適用

算定項目		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①	基本報酬	1,587	1,968	2,112	2,316	2,541	2,754	2,961
②	夜勤職員配置加算Ⅱ	—	—	54	54	54	54	54
③	看護体制加算Ⅱ	—	—	24	24	24	24	24
④	看護体制加算Ⅰ	—	—	12	12	12	12	12
⑤	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	54	54	54	54	54	54	54
⑥	介護職員等処遇改善加算(17.6%)	289	356	397	433	473	510	546
⑦	地域区分調整(3.3%)	64	79	88	96	105	113	121
小計 [A]		1,994	2,457	2,741	2,989	3,263	3,521	3,772
※	要支援者30日以降基本報酬 要介護者60日以降基本報酬	1,176	1,809	2,010	2,220	2,445	2,658	2,865
その他加算	送迎加算	552/片道						
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	20/月（全員対象）						
	医療連携強化加算 （褥瘡、透析、ストマー）	—	—	174（厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者のみ）				
	個別機能訓練加算	168/日（該当者のみ）						
	看取り連携体制加算	192/日（該当者のみ7日限度）						
	口腔連携強化加算	150/回（該当者のみ月1回）						
	緊急入所受入加算	270/日（該当者のみ14日限度）						

* その他加算にも⑥の14%、⑦の3.3%がかかります。

食費・居住費

【1日あたり】

	1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階	飲料代	
食費[B]	300	600	1,000	1,300	2,100	50円/日	朝食 490円 昼食 900円 夕食 710円
居住費[C]	820	880	1,370	1,370	2,610		

合計金額(1日あたりの目安) =

6,764	7,227	7,511	7,759	8,033	8,291	8,542
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(第1段階とは) … 生活保護受給者

(第2段階とは) … ①世帯全員(世帯分離した配偶者を含む)が市町村民税非課税。

②本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円以下。かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1650万円)以下。

(第3段階①とは) … ①世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税非課税。

②本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年間80万円超120万円以下。かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1550万円)以下。

(第3段階②とは) … ①世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税非課税。

②本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年間120万円超。かつ、貯金等の合計が500万円(夫婦は1500万円)以下。

※上記以外の方(本人が市町村民税非課税でも世帯の中に市町村民税課税者がいる方を含みます)は、表の「4段階」の料金です。